

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ

手帳の更新の際、診断書の提出が猶予できます。

【福島県の対応方針】

- ★ 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に精神障害者保健福祉手帳の有効期間が満了する方の更新手続きにおいて、診断書の提出ができない場合、診断書の提出を1年猶予できます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、医師の診断書を取得することのみを目的に医療機関を受診することを避けるための期間限定の取扱いです。

- ★ ただし、通常どおり更新手続き（申請書と写真）が必要となります。

- ★ 診断書を提出せずに更新手続きをされた場合は1年以内に診断書を提出しなければなりません。提出がない場合、お手持ちの手帳は無効となり、返還していただきます。

- ★ 上記2点を踏まえると、今回の取扱いは診断書の提出を一時的に猶予しているだけであるため、最終的には診断書を提出していただくこととなります。定期的に通院されている方は通常どおり診断書を添えて更新申請をしてください。

【その他】

- ★ 年金証書等の写しを添付して申請される方は、通常どおり申請してください。
- ★ すでに手続きがお済みの場合は、特に対応は必要ありません。

【お問い合わせ】

- ★ ご不明な点がございましたら、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

福島県保健福祉部 障がい福祉課・精神保健福祉センター